

6 海岸漂着物対策の内容

(1) 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

重点区域においては、各区域の自然的・社会的条件等に応じて、以下の事項に留意しながら、各海岸管理者等、地元市町、民間団体、地域住民といった多様な主体が連携しながら対策に取り組む必要がある。

各重点区域における対策の詳細については 35 ページ以降に示すとおりである。

①海岸管理者等による処理

ア 海岸管理者等の処理の責任

海岸管理者等は、海岸漂着物処理推進法第 17 条に基づき、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。ア及びイにおいて同じ。）の処理のため必要な措置を講じなければならない。

このため、海岸管理者等は、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることが求められる。

その際には、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処理等に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努めるものとする。

イ 市町村の協力義務

市町村は、海岸漂着物処理推進法第 17 条に基づき、海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うことや、回収された海岸漂着物等を当該市町村の廃棄物処理施設に受け入れて処理することなど、海岸漂着物等の回収・処理に関し、必要に応じて、海岸管理者等に協力しなければならない。

このため、海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方に関し、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成に努めるものとする。

②市町村の要請に基づく処理

市町村は、海岸管理者等が管理する海岸に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、海岸漂着物処理推進法第 18 条に基づき、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

市町村から海岸管理者等に対して海岸漂着物等の処理に関し要請があった場合、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合は、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講ずるものとする。

③地域外からの海岸漂着物等に対する協力の要請

ア 知事による協力の求め

国内に由来して発生する海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものや、潮流や波浪の影響などを受けて、他の都道府県から漂着するものも相当程度見込まれる。

このため、知事は、海岸漂着物処理推進法第 19 条第 1 項に基づき、海岸漂着物等の発生状況を把握し、海岸漂着物等の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、当該他の都道府県の知事に対して、海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関して積極的に協力するよう求めることができる。

知事は、海岸管理者等の要請に基づく場合のほか、他の都道府県の協力を必要とする状況が生じていると判断する場合には、同項に基づき、海岸管理者等の意見を聴いた上で、当該他の都道府県知事に協力を求めることができる。

なお、知事が他の都道府県から協力を求められた場合、その協力依頼の趣旨を踏まえて、協力を求めた都道府県と情報を共有し、海岸漂着物等の処理及びその発生抑制等のために、積極的に所要の措置を講ずるよう努める。

④その他海岸漂着物等の円滑な処理

ア 漂流ごみ等の円滑な処理の推進

漂流ごみ等は、海洋環境に影響を及ぼすとともに、船舶の航行の障害や漁場環境の支障ともなっている。

このため、沿岸海域において、漂流ごみ等が地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、関係主体が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、回収・処理の推進を図るよう努める。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令の適用関係

回収された海岸漂着物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の規定に基づいて適正に収集、運搬及び処分がなされることが必要である。

また、海岸漂着物等が不法投棄等によって生じたものであって原因者の特定が可能な場合については、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、引き続き、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づいて当該原因者の責任においてその処理を図るものとする。

ウ 大量の海岸漂着物等が存する地域における回収・処理の推進等

大規模な災害により生じた廃棄物に係る対策については、廃棄物処理法等において、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための法整備等がなされている。

このため、海岸管理者及び市町村等の関係主体は、洪水や台風等の自然災害により海岸に漂着した流木等が異常に堆積し、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合、その回収・処理を緊急的に実施するため、災害関連制度の活用について検討する。

知事は、海岸漂着物等が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、海岸漂着物処理推進法第 17 条に基づき、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物等の処理に関する協力を求めることができる。

なお、他の都道府県から協力の求めがあり、その趣旨を踏まえ、著しい支障を避けるため特に必要があると判断する場合、海岸漂着物等の回収・処理を的確かつ安全に実施するために必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的助言、その他の協力をを行う。

エ 県による援助

県は、地域における広域かつ詳細な自然的社会的条件に係る情報を有することから、海岸漂着物処理推進法第 17 条に基づき、海岸管理者等による海岸漂着物等の円滑な回収・処理が推進されるよう、これらの者に対し、海岸漂着物等の回収・処理に必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的支援その他の援助をすることができる。

また、市町村が海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力する場合には、同条に基づき、県は、海岸管理者等への援助の一環として、当該市町村に対してもこれを行うことができる。

オ 廃棄物処理施設の整備

海岸漂着物等の円滑かつ適正な処理を推進するため、市町村等は、海岸漂着物等を含む廃棄物を適正に収集、運搬及び処理するために必要な廃棄物処理施設の整備に努める。

(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の推進

海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて本県海岸に漂着するものであり、内陸部に由来して発生する海岸漂着物等には、洪水や台風等の災害によって流木等が大規模に漂着等する場合もあるものの、多くは日常生活に伴って発生するごみ等が海岸に漂着したものであり、その発生の状況は環境の保全に対する県民の意識を反映した一面を有するものであると言える。

このため、海岸漂着物等の問題の解決を図るためには、海岸を有する地域のみならず、内陸部を含む県内すべての地域において共通の課題であるとの認識に立って、効果的な発生抑制対策に取り組むことが必要である。

これを踏まえ、海岸漂着物等に対する県民の意識醸成を図るため、下記①～⑤の取組を中心として、海岸に漂着するごみの現状や、市街地等のごみを減らすことが海岸漂着物の減少に効果的であることなどを県民に対し幅広く周知する。

また、下記の実施主体は、県、市町村、民間団体及び事業者等とし、年間を通じて適切な時期に事業を実施する。

①ごみの適正な処理に向けた３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

内陸部に由来して発生する海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、まず、日常生活に伴って発生した海岸漂着物等となり得るごみの発生抑制に努めることが重要である。

このため、地方公共団体は、循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律などの各種リサイクル法の適切な実施を始め、県内における廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用などの３Ｒに向けた県民の意識を醸成し、廃棄物の発生抑制と適正な処理を確保する必要がある。

例)

- ・「秋田県事業系廃棄物減量化推進月間」に併せ、積極的に３Ｒ活動を行うよう事業者等への呼びかけの実施
- ・事業者や県民を対象とした減量化セミナーの開催

②海岸漂着物等の発生状況、原因の把握

海岸漂着物等の効果的な発生抑制普及啓発の方法を模索し、海岸漂着物等の性状や量等に関する経年的な推移を把握するため、継続的に漂着物組成調査を実施するほか、調査結果を公表することで海岸漂着物等に対する認識の向上を図る。

例)

- ・海岸漂着物等の組成調査の実施
- ・ウェブサイトやイベントにおける、GPS 搭載フロートの放流による流下動向調査に係る結果の周知

③ごみの不法投棄、不適正処理防止のための監視活動の実施

海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、陸域や海域におけるごみの不法投棄・ポイ捨ての防止を図ることが重要である。

ごみの不法投棄・ポイ捨てについては、廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づき規制されており、地方公共団体は、不法投棄・ポイ捨てに関する規制措置の適切な実施に努め、不法投棄・ポイ捨ての撲滅を徹底する。

また、地方公共団体は廃棄物処理法その他の関係法令に基づく不法投棄・ポイ捨てに関する規制措置の実施と相まって、ごみの投棄の防止を図るため、陸域等においてそれぞれの発生原因の特性に応じた措置を講じることが必要である。

内陸部に起因する海岸漂着物等は、河川その他の公共の水域を経由等して、海域に流出又は飛散することから、地方公共団体は、流域圏におけるごみの投棄の防止を図るため、普及啓発活動や適正処理に関する指導を行う人材の育成のほか、森林、農地、河川、海岸等におけるパトロール等の監視活動や警告看板の設置等による不法投棄・ポイ捨ての未然防止を図り、ごみが投棄されにくい地域環境の創出等に努めるものとする。

例)

- ・環境監視員による監視活動の実施
- ・不法投棄監視カメラの設置、スカイパトロールの実施
- ・排出事業者向けの講習会の実施

④内陸部を含めた県全土における環境美化活動の継続

海岸漂着物等には、生活系ごみを始め身近なごみに起因するものが多く含まれており、これらは市街地を始め、森林、農地等の土地から河川その他の公共の水域を経由する等して海岸に漂着するものであるため、海岸漂着物等の発生抑制を図るためには、日常生活に伴って身近に発生するごみの散乱を防止することが重要である。

このためには、海岸を有する地域だけではなく広く県民が海岸漂着物等の問題への認識を深め、一人ひとりが当事者意識をもって陸域や海域においてごみの投棄を行わないことが必要であることから、内陸部を含めた県全土において、身近な地域を自主的にクリーンアップするなどの環境美化活動を積極的に行うことで、発生抑制の呼びかけを効果的に進め、広く海岸漂着物等に対する意識の高揚を図るよう努める。

例)

- ・環境美化活動強調月間等における、環境美化活動の継続的な実施
- ・民間団体等がボランティアとして清掃活動に取り組みやすい体制の整備
(清掃用具の貸出し、ごみ袋や軍手の配付、回収したごみの引き取り等)

⑤水域への流出飛散防止

海岸漂着物等には、市街地を始め、森林、農地等の土地から河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流出又は飛散するものが含まれることから、海岸漂着物等の発生抑制のためには、内陸から沿岸に渡る流域圏の関係主体が一体となって、陸域から水域等へのごみの流出又は飛散を防止することが重要である。

このため、県民や事業者は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散することのないよう、また船舶等を放置することにより海域に流出しないよう、その所持する物や管理する土地を適正に維持・管理することによって、海岸漂着物等の発生抑制に努めなければならない。

また、地方公共団体は、河川その他の公共の水域を経由して海域に流出又は飛散することを防止するため、地域住民との連携による清掃活動の実施等に取り組むほか、土地の占有者又は管理者に対し、土地の適切な管理に関して必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。

あわせて、海岸漂着物等の中にはイベントの開催や露店の営業等、一時的に行われる事業活動によって生じたごみが陸域から水域等に流出又は飛散し海岸に漂着したものが散見されることから、一時的に行われる事業活動に伴ってごみが流出又は飛散することのないように努めることが重要である。

このため、これらの一時的な事業活動が行われる土地の占有者又は管理者は、当該事業活動を行う事業者に対して、事業活動に用いる器材等の適切な管理やごみの適正な処理に関して必要な要請を行うことにより、これらの事業活動に伴うごみ等の流出又は飛散の防止に努めることが必要である。

さらに、漁具等の海域で使用される資材については、厳しい海況等に起因する非意図的な流出が可能な限り発生しないよう、事業者はこれら資材の点検等、日頃から流出防止に取り組むとともに、地方公共団体及び事業者団体は、これら事業者の取組について、必要な助言及び指導を行うよう努める。

例)

- ・森林においては、流木等の発生を抑制するため、適切な保育・間伐などの森林施業の実施に加え、山地災害の危険性の高い地域では保安林の指定や適切な管理の推進とともに必要に応じて山地災害を防ぐ施設の整備や土石流等で流木化するおそれのある立木等の除去の実施
- ・河川においては、河川環境の保全に配慮しながら、降雨に伴う河川の安全な流下の支障となる河道内の樹木の計画的な伐採等による適正な維持管理の実施
- ・農地においては、農業用ビニール等の農業資材の流出飛散を防止するため、自然災害時、悪天候時における流出飛散防止対策の実施に係る周知

（３）環境教育及び普及啓発の推進

①海洋プラスチックごみに関する知識の普及啓発等の環境教育の推進

海洋プラスチックごみ対策としては、陸域で発生したごみが河川その他の公共の水域を経由するなどして海域に流出又は飛散することに鑑み、海洋プラスチックごみ問題の正しい理解を促しつつ、違法行為である不法投棄・ポイ捨ての撲滅を徹底するとともに、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュースなどによる経済的・技術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制に努める。

さらに、経済性及び技術可能性を考慮し、容器包装・製品の機能を確保することとの両立を図りつつ、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、生分解性プラスチック・再生材の利用の促進、廃プラスチック類の適正な処理の徹底に努める。

また、漁具等の海域で使用されるプラスチック製品については、陸域での回収を徹底しつつ、可能な限り、分別リサイクル等が行われるよう取組を推進する。

そのほか、海岸部でマイクロプラスチックの状況を調査し、結果を広報することで、プラスチックごみのポイ捨て防止に向けた県民の意識の醸成を図る。

例)

- ・学生の協力を得ながら実施した海岸漂着物等の調査結果（海岸部のマイクロプラスチックの大きさ、個数、密度など）の、ウェブサイトやチラシ等を用いた周知

②イベントや広報媒体を活用した情報の発信

イベントや環境美化活動実施時など様々な機会をとらえ、海岸漂着物に関連する情報について、広報する。

例)

- ・ごみ拾いイベントの開催
- ・海岸漂着物等に関する調査結果をウェブサイト、チラシなどで広報
- ・環境美化活動の実施結果をウェブサイトなどに公表
- ・海岸漂着物等の発生抑制に係る普及啓発のための新聞広告を掲載
- ・環境美化活動に積極的な民間団体の活動報告等をウェブサイトで公表
- ・希望する団体への出前講座の実施
- ・環境教育用教材の配布や貸出

（４）多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

①海岸漂着物対策に係る関係者間の情報交換、連絡調整

県は、海岸漂着物対策推進協議会を開催し、主に、海岸漂着物対策に係る次の事項について協議や情報交換、連絡調整を行う。

例)

- ・地域計画の策定、変更に関する事項
- ・各主体の事業計画や事業実績に関する事項
- ・地域計画に記載された事業の進捗状況に関する事項
- ・その他必要な事項

②地域の実情を考慮した、多様な主体の役割分担と連携の確保

海岸漂着物対策には、海岸漂着物処理推進法に定められた各主体がその責務を果たすとともに、多様な主体が相互に協力・連携することが求められることから、以下に各主体の役割及び相互に協力する事項を示す。

ただし、下記の役割分担については、平時における原則的なものであり、状況に合わせて柔軟に対応することが必要である。

ア 関係者の役割

主体名	役 割	海岸漂着物処理 推進法における 根拠条文
海岸管理者	・関係者との情報共有、連携 ・海岸漂着物等の適正処理	第 7 条 第 17 条
県	・県の関係部局、市町村、近隣都道府県、民間 団体、事業者等との情報共有、連携 ・地域計画の策定、計画の進行管理 ・海岸漂着物対策推進協議会の組織、運営 ・海岸漂着物対策活動推進員の委嘱、推進団体の 指定 ・海岸管理者に対する技術的助言等の援助	第 7 条 第 14 条 第 15 条 第 16 条 第 17 条
市町村	・市町村の関係部局、県、近隣市町村、民間団 体、事業者等との情報共有、連携 ・海岸管理者への協力	第 7 条 第 17 条
民間団体等	・海岸漂着物や漂流ごみ等の対策への協力	第 7 条
県民	・3 R の実践 ・海岸漂着物対策関連行事への積極的な参画 ・所有物や土地の適正な維持管理	 第 24 条

事業者等	・ 海岸漂着物対策関連行事の積極的な開催、参画 ・ 廃棄物の適正処理 ・ プラスチックごみの発生抑制 ・ 所有物や土地の適正な維持管理	第 24 条
------	--	--------

イ 関係者の相互協力

主体名	協力事項	海岸漂着物処理 推進法における 根拠条文
県と市町村	・ 住民生活又は経済活動に支障が生じていると認められる場合の海岸管理者への措置要請	第 18 条
本 県 と 他 の 都 道 府 県	・ 他の都道府県で発生した流出物の漂着に関する当該都道府県への協力要請 ・ 地域の環境保全上、著しい支障が生じる恐れがあると認められる場合の環境大臣等への協力要請	第 19 条 第 20 条

③隣県との情報共有

県は、必要に応じて、河川を共有している隣県や同じ海岸線沿いに位置している隣県との情報共有により、効果的な海岸漂着物対策の実施に努める。